

第 1 1 章 被害救済等

第 1 節 公害健康被害補償制度

1 制度の概要と府下の状況

大気汚染の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和 4 8 年法律第 1 1 1 号）により、これまで汚染原因者の負担によりその被害者に対し、医療給付・障害補償等が行われるとともに、被害者の福祉に必要な事業が実施されてきたところである。

府域では、従来から大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっていたが、昭和 6 2 年 9 月の法律改正により、指定地域がすべて解除され、昭和 6 3 年 3 月以降は、新たな患者の認定は行われず、既に認定を受けた患者の補償、認定の更新などが行われることになった。

なお、旧指定地域における本制度の対象者は、各市長により認定されており、その認定状況は表 2-11-1 のとおりである。

表 2-11-1 公害健康被害者認定状況

(1) 指定地域別認定状況

(平成元年 3 月 3 1 現在)

地 域	認定患者数	左のうち取消数			現存認定患者数
		治 ゆ 等	死 亡	転 出	
大 阪 市 全 域	39,074人	11,866人	6,724人	513人	19,971人
豊 中 市 南 部	1,163	375	169	41	578
堺 市 西 部	6,371	821	1,166	79	4,305
吹 田 市 南 部	746	92	122	23	509
守 口 市 全 域	5,283	1,663	466	151	3,003
東 大 阪 市 中 西 部	5,169	533	638	115	3,883
八 尾 市 中 西 部	2,641	338	372	77	1,854
計	60,447	15,688	9,657	999	34,103

(2) 各年度末現存認定患者数の推移

年 度	昭59	60	61	62	63
各年度末現存認定患者数(人)	31,184	31,590	32,276	33,629	34,103

2 健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害を防止するため、昭和63年度から、健康被害予防事業を実施している。

昭和63年度は、健康被害予防事業のうち、環境改善事業について、その計画的な実施を図るため、大気環境改善計画を策定するとともに、吹田保健所で大気浄化植樹事業を実施した。

3 公害病認定患者死亡見舞金の支給

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金(5万円)を支給することとしており、昭和63年度は520名の死亡者の遺族に対し、総額2,600万円を支給した。

4 公害医療研修事業に対する助成

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している社団法人大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

第 2 節 公害等の苦情及び紛争の処理

第 1 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和 6 3 年度に取り扱った公害に関する苦情件数は 6,685 件であり、このうち新規に直接受理した件数は 5,226 件となっている（表 2-11-2）。

表 2-11-2 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合 計	苦 情 の 受 理 件 数					前年度 からの 繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村・他府県	警 察	国の機関	
昭 6 3	6,685	5,226	34	21	11	2	1,425
6 2	7,001	5,338	19	11	7	1	1,644

1 苦情の発生状況

(1) 公害の種類別苦情件数

昭和 6 3 年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型 7 公害に関する苦情が 4,508 件で全体の 86.3% を占めており、このうち騒音に関するものが 2,149 件で最も多く、全体の 41.0% を占め、次いで大気汚染 1,001 件（19.2%）、悪臭 709 件（13.6%）、水質汚濁 351 件（6.7%）、振動 291 件（5.6%）となっている（図 2-11-1、表 2-11-3）。

図 2-11-1 公害の種類別苦情件数の推移

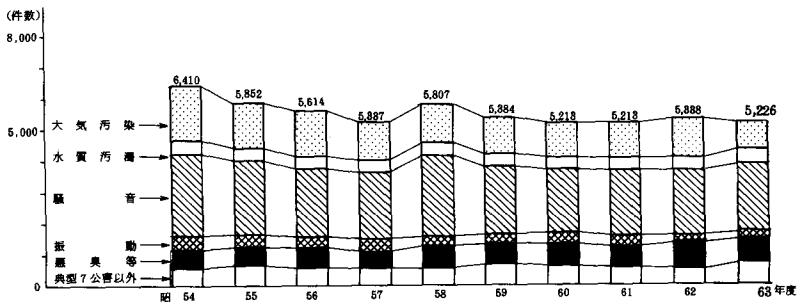


表 2-11-3 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年度	昭 6 3		昭 6 2	
	件 数	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典型 7 公害	大 気 汚 染	1,001	19.2 %	1,108	20.7 %
	水 質 汚 濁	351	6.7	356	6.7
	土 壌 汚 染	2	0.1	2	0.1
	騒 音	2,149	41.0	2,235	41.8
	振 動	291	5.6	302	5.6
	地 盤 沈 下	5	0.1	3	0.1
	悪 臭	709	13.6	751	14.1
	計	4,508	86.3	4,757	89.1
典型 7 公害 以外のもの	日 照 阻 害	3	0.1	1	0.1
	電 波 障 害	32	0.6	37	0.7
	廃 棄 物	178	3.4	160	3.0
	そ の 他	505	9.6	383	7.1
	計	718	13.7	581	10.9
合 計		5,226	100.0	5,338	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した(以下表2-11-8についても同じ)。

(2) 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」とでは、「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が457件で最も多く、全体の10.2%を占め、次いで繊維・衣服製造業158件(3.5%)、機械・器具製造業121件(2.7%)、石油・化学製品103件(2.3%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、土木・建築工事が848件で最も多く、全体の18.6%を占め、次いで商店・飲食店648件(14.4%)、一般家庭188件(4.2%)となっている(表2-11-4)。

表 2-11-4 発生源の業種別苦情件数

発生源の業種	公害の種類 年度	昭 6 3							6 2			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比 %	件数	構成比 %
生産工場	食 料 品	19	15		20			37	91	2.0	99	2.1
	織 維 ・ 衣 服	36	22		71	12		17	158	3.5	179	3.8
	木材・家具・木製品	48	3		40	2		9	102	2.3	98	2.1
	パルプ・紙製品	10	6	1	14	1		5	37	0.8	30	0.6
	石油・化学製品	32	14		15	2		40	103	2.3	100	2.1
	ゴム・皮革製品	4			7	3		6	20	0.4	26	0.5
	窯業・土石製品	28	7		19	1		5	58	1.3	50	1.1
	鉄鋼・非鉄金属製品	133	27		268	58		67	457	10.2	577	12.1
	機 械 ・ 器 具	25	7		56	11		22	121	2.7	124	2.6
	そ の 他	36	8		90	11		63	304	6.7	257	5.4
計	369	109	1	600	101		271	1,451	32.2	1,540	32.4	
生産工場以外	修 理 工 場	19	5		15	1		13	53	1.2	51	1.1
	土 木 ・ 建 築 工 事	225	15	1	465	112	2	28	848	18.6	851	17.9
	交 通 機 関	12			45	45		2	104	2.3	113	2.4
	牧畜・養豚・養鶏場		8		1			17	26	0.6	27	0.6
	下 水 ・ 清 掃 事 業	5	3		2			16	26	0.6	58	1.2
	娯 楽 遊 園 設 施	3	1		25	1		1	31	0.7	61	1.3
	一 般 家 庭	21	21		100	4		42	188	4.2	178	3.7
	飲 業		1		1			1	3	0.1	4	0.1
	商 店 ・ 飲 食 店	29	20		556	1	1	41	648	14.4	733	15.4
	事 務 所	9			18			3	30	0.7	36	0.8
の	そ の 他	252	53		318	24	2	152	801	17.8	819	17.2
の	不 明	57	115		3	2		122	299	6.6	286	6.0
	計	632	242	1	1,549	190	5	438	3,057	67.8	3,217	67.6
合 計		1,001	351	2	2,149	291	5	709	4,508	100.0	4,757	100.0

(3) 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,361件と最も多く、全体の30.3%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,284件と全体の半数以上(50.7%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,263件(28.0%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が582件(12.9%)となっている(表2-11-5)。

表2-11-5 被害の地域別苦情件数

発生源の業種	公害の種類	年度										62	
		昭63										合 計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計 件数	構成比 %	合計 件数	構成比 %	
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	32	14		63	3			29	141	3.1	157	3.3
	第2種住居専用地域	158	69		418	31		106	782	17.3	817	17.2	
	住居地域	271	77	1	703	103	3	203	1,361	30.3	1,512	31.8	
	小計	461	160	1	1,184	137	3	338	2,284	50.7	2,486	52.3	
	近隣商業地域	27	9		121	16	1	28	202	4.5	192	4.0	
	商業地域	39	2		238	38		63	380	8.4	443	9.3	
	小計	66	11		359	54	1	91	582	12.9	635	13.3	
	準工業地域	277	89		368	68		163	965	21.3	1,031	21.7	
	工業地域	78	12		75	19	1	52	237	5.3	194	4.1	
	工業専用地域	23	7		7	2		22	61	1.4	63	1.3	
	小計	378	108		450	89	1	237	1,263	28.0	1,288	27.1	
その他	93	64	1	151	11		36	356	7.9	324	6.8		
計	998	343	2	2,144	291	5	702	4,485	99.5	4,733	99.5		
都市計画区域以外の区域		3	8		5			7	23	0.5	24	0.5	
合計		1,001	351	2	2,149	291	5	709	4,508	100.0	4,757	100.0	

(4) 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,304件で最も多く、全体の73.2%を占め、次いで財産に対する被害321件(7.1%)、健康に対する被害201件(4.5%)となっている(表2-11-6)。

表 2-11-6 被害の種類別苦情件数

公害の種類 発生源の業種	年度	昭 6 3							6 2			
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	合 計		合 計	
									件 数	構 成 比 %	件 数	構 成 比 %
健 康		84	3		56	12		46	201	4.5	484	10.2
財 産		218	11		27	60	2	3	321	7.1	358	7.5
動 物 ・ 植 物		13	60		2				75	1.7	93	2.0
感 覚 的 ・ 心 理 的		659	263	2	1,532	187	1	660	3,304	73.2	3,466	72.8
そ の 他		27	14		532	32	2		607	13.5	356	7.5
合 計	件 数	1,001	351	2	2,149	291	5	709	4,508	-	4,757	-
	構 成 比 %	22.2	7.8	0.1	47.6	6.5	0.1	15.7	-	100.0	-	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

2 苦情の処理状況

昭和63年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したのは5,243件で、取扱件数6,685件の78.4%を占めている（表2-11-7）。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,379件と最も多く、全体の26.3%を占め、次いで作業の停・廃止、行為の中止594件（11.3%）、原因物質の除去等578件（11.0%）、生産工程・作業方法の改善450件（8.6%）となっている（表2-11-8）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表2-11-9及び表2-11-10のとおりである。

表 2-11-7 苦情処理件数

年度	合 計	処 理 件 数						そ の 他 翌年度へ 繰 越 等
		解 決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市町村・ 他 府 県	警 察	国 の 機 関	他 の 機 関	
昭 6 3	6,685	5,243	120	43	11	0	66	1,322
6 2	7,001	5,397	150	50	8	5	87	1,454

表 2-11-8 処理内容別苦情処理件数（昭和 63 年度）

公害の種類 処理内容	典 型 7 公 害							興 7 以外 の 苦 情	合 計			
	大 汚 染	気 汚 染	水 質 汚 濁	土 汚 染	騒 音	振 動	地 沈 下		悪 臭	計	件 数	構 成 比 %
工場等移転	19		1		36	4		6	66	2	68	1.3
機械施設の移転	7				49	3		3	62		62	1.2
機械施設の改善	71		30		207	12		42	362	6	368	7.0
故障の修理復旧	27		18		39	6		9	99	1	100	1.9
生産工程・作業方法の改善	188		13		135	21		64	421	29	450	8.6
作業時間の変更	5				258	5		7	275	1	276	5.3
作業停止・廃止行為の中	260		14	1	149	26	2	48	500	94	594	11.3
原因物質の除去等	35		55		14			81	185	393	578	11.0
被害者の建物等への防 止対策	1		2		2			1	6	5	11	0.2
府・市町村の措置又は 説明に納得	162		121	1	684	137	1	219	1,325	54	1,379	26.3
防除機械・施設の新設	43		11		138	16		34	242	18	260	5.0
その他	231		93		444	54	3	188	1,013	84	1,097	20.9
合 計	1,049		358	2	2,155	284	6	702	4,556	687	5,243	100.0

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表 2-11-9 府警察機関における公害関係苦情処理状況（昭和 63 年）

公害の種類		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物	合計
区分 処理	説諭等	0	1	312	0	1	2	316
	行政引継 (通報)	2	1	53	0	3	9	68
	措置不能	0	0	0	0	0	3	3
合 計		2	2	365	0	4	14	387

表 2-11-10 公害関係事犯検挙状況（昭和 63 年）

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	悪臭	廃棄物	合計
検挙件数	0	1	0	59	60

第 2 公害紛争の処理

1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質

汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争についてあつせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手續きにより、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附屬機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和63年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は76件、終結件数は64件である。このうち昭和63年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し5件、新規受理8件の合計13件でこれらについて紛争の調停の手續を進めてきた結果、1件が終結した（表2-11-11～12）。

表2-11-11 公害紛争の取扱状況

（平成元年3月31日現在）

年度	件数	受理件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭45～58		55	45	10
59		3	5	8
60		2	4	6
61		5	5	6
62		4	4	6
63		7	1	12
合計		76	64	

表2-11-12 公害紛争の処理（終結）概要（昭和63年度）

事件の表示	受理年月日	手續開 催回数	終結の 種類
	終結年月日		
昭和62年（調）4号事件 〔伸線工場から発生する騒音・振動対策を請求〕	昭62. 6. 28	7	打切り
	63. 4. 22		